

議 長 日程第1「議案第52号松田町創生推進拠点施設の設置及び管理に関する条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については総務文教常任委員会の審査報告を求めます。総務文教常任委員会委員長 利根川茂君。

総務文教常任委員長 それでは朗読をいたしまして委員会報告にかえる次第でございます。平成30年12月12日、松田町議会議長 中野博殿。総務文教常任委員会委員長 利根川茂。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は12月の10日、12月11日及び12月12日に委員6名全員出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、平成30年第4回議会定例会において付託された「議案第52号松田町創生推進拠点施設の設置及び管理に関する条例」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。政策推進課長及び担当職員の出席のもと、条例で定める使用料、旧松田土木事務所の改修計画、創生推進拠点施設としての運用方法、収支計画等を中心に詳細に審査しました。また、本委員会では、8月の20日、9月の12日及び11月の22日に、旧松田土木事務所跡地の利活用について、町長からの方針や担当課より細部説明を受け、閉会中も審査・調査をしてきました。

審査の結果、この条例は、旧松田土木事務所を改修し、創生推進拠点施設として活用するための新設条例で、地域の振興及び地域経済の活性化による地方創生に寄与するものと判断しました。

なお、条例の運用に当たっては、次の項目について強く申し入れをして、原案のとおり賛成することにしました。

（1）利用者の家賃収入で完全自走できるような創生推進拠点施設とすること。裏面に移ります。

（2）子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの充実運営を図り、現施設の活用についても留意されたい。

(3) 施設の指定管理者や利用者の完了年度を明確にして活用すると同時に、当該敷地の将来の土地利用計画を定められたい。

以上でございます。なお、質疑に当たりましては平野副委員長ほか、委員の補足説明をお許しいただきたいと思います。以上で終わります。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第52号松田町創生推進拠点施設の設置及び管理に関する条例（総務文教常任委員会報告）に対する委員長の報告は可決です。議案第52号松田町創生推進拠点施設の設置及び管理に関する条例は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。